

原動機付自転車、ミニカー及び小型特殊自動車の各種届け出

内容	手続き区分	内容	必要なもの	手続き場所(下記の何れも可)
登録	ナンバーの取得	新車を購入した	適合証(フレーム番号が分かる物流管理タグ)または販売証明書 所有者の※1みとめ印	静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎2階 市民税課 軽白・諸税係 電話054-221-1218
		ナンバーの付いていない中古車など、 廃車手続き済の車両を譲り受けた	販売店からの購入または市区町村役場発行の廃車証明が有る場合は①、その他は②をご用意ください ①※3販売証明書または廃車証明書(車台番号の記載が不完全な場合 ※2「石ずり」が必要です)及び※1みとめ印 ②※3譲渡証明書、※2「石ずり」及び※1みとめ印	
	所有者の変更 (新・旧所有者ともに市内)	ナンバーが付いたまま(未廃車)の車両を 譲り渡す または 譲り受けた	ナンバープレート 標識交付証明書 ※3販売(譲渡)証明書 新所有者の※1みとめ印	静岡市駿河区南八幡町10番40号 駿河区役所2階 駿河税務センター 電話054-287-8669
	市外から(車体をともなって) 転入	旧の市区町村で廃車済の車両 (ナンバー無し)を持ち込んだ場合	旧の市区町村発行の廃車証明書 所有者の※1みとめ印	静岡市駿河区上川原13番1号 駿河区長田支所 電話054-259-5522
		旧の市区町村で廃車が済んでいない車両 (他市区町村ナンバー付)を持ち込んだ場合 (所有者の変更を伴う場合、予め旧市町村 役場あてに廃車手続きし、廃車証明書が 必要です)	ナンバープレート 旧の市区町村発行の標識交付証明書 (上記書類が無い場合は、車体番号の※2「石ずり」) 所有者の※1みとめ印	静岡市清水区旭町6番8号 清水市税事務所 市民税係(証明・原付) 電話054-354-2071
廃車	車両を廃棄する 市外に転出する 市外の人に譲渡する	ナンバーが残っている場合 (他市区町村のナンバーが付いたものを 廃車する場合は当該市区町村役場あて に届出してください。)	静岡市(合併市町村含む)のナンバープレート 標識交付証明書(残っている場合) 所有者の※1みとめ印	静岡市清水区蒲原新田一丁目 21番1号 清水区蒲原支所 電話054-385-7770
	ナンバープレートがついたまま、 車体を紛失(盗難)した	ナンバーが残っていない場合 (廃棄や盗難等で車体ごと無 くなっている場合を含む)	★盗難の場合は、直ちに警察に盗難届を出してください! 標識交付証明書(残っている場合) 所有者の※1みとめ印	

※1みとめ印は、スタンプ式のものは使用出来ません。また、法人の場合は、代表者印が必要となります。

※2「石ずり」とは、車体に刻印された番号に紙を当て、鉛筆等を用いて軽く擦り、すべての記号や数字を写し取ったものです。

※3販売証明書には販売者の、譲渡証明書には旧所有者の記名押印が必要です。用紙は手続き窓口でお渡しますが、このウェブサイトから取り出して、予め必要な記入・押印いただいて提出することができます。